

東京大学教養学部学生自治会第 145 期公示第 7 号
理事会文書第 365 号
2022 年 8 月 22 日

東京大学教養学部学生自治会理事会

学生からの批判に対する教養学部の対応に関する抗議文

東京大学教養学部学生自治会理事会は、コロナ感染のため所定の連絡なしに授業を欠席したことによって留年の危機にあると主張する学生の訴えに対する教養学部の対応について、東京大学教養学部に以下の各点について抗議するとともに学生一般に対する十分な説明及び再発防止策の公表を求めます。

1 進学選択に使われる成績原評価(評点)の管理が杜撰であることが発覚したこと

今般、ある学生が感染による授業の欠席に対する成績評価に関して理不尽な対応を受けたと教養学部に対して抗議の声を上げました。当該学生は、理不尽な対応の一つに、単位不認定二日後にコロナ感染による欠席の取扱いについて質問と異議申立を行ったところ、不認定六日後に進学選択に使用される成績評価の原評価（評点）から 17 点の減点があったことが通知されたと主張しています。

毎日新聞の報道によると、学部は取材に対して成績原評価の減点について、成績公開当初の「評点について他の学生の点数と入れ違って入力されるミスがあり」「本来より高い点数がついていたため、正しい数字に修正した」と説明しているとのことですⁱ。この件に関して、現段階では学部から学生一般に対して、公式な説明がされていないものと承知しています。

仮にこの報道が正しければ、進学選択に使用される点数の管理があまりにも杜撰であると言わざるを得ません。これは、成績評価の厳密性を著しく損なうものであって、コロナ救済措置撤廃などで進学選択実施における学生間の成績の公平性を重視して一部学生の不利益を容認してきた従来の学部の姿勢と相いれるものではないと考えています。繰り返しますが、公平な進学選択の実施には、厳密な評点の管理が必要不可欠です。今回の取り違えは、前期課程に在籍する学生はもとより、後期課程の各学部当局に対しても、進学選択の運用体制に疑問を抱かせる結果となっているのではないでしょうか。

学生自治会理事会は学生の声を代表して、進学選択に関する評点の取扱いミスが生じたことに深い懸念を表明するとともに、公式な説明及び類似事例がないかの確認、さらには再発防止策の提示とその実行を強く求めます。

2 ITC-LMS のログイン履歴を不当に使用したこと

当該学生の抗議の声は、東京新聞においても報道されました。これに対して教養学部は、その内容に誤りがあるとして抗議文を公表しましたが、その中の一節に、

当該学生が5月17日夕刻にITC-LMSにアクセスしていることが確認されていますⁱⁱとの表現がありました。学部の抗議文は、教養学部Webサイトの「お知らせ」に掲載されており、広く社会に公開されているものです。このような公開の場所で、学部が一学生的アクセス履歴を濫りに公表することには、以下の理由から倫理上、重大な問題があると言わざるを得ません。

一、学部が当該学生のITC-LMSアクセス履歴を保有できる明確な根拠がないこと

前提として、ITC-LMSのアクセス履歴は個人を識別する情報とその個人の操作履歴に関する情報を含んでいるため、個人情報にあたると考えられます。したがって、この取扱いには相当の注意をもって臨む必要があります。また、ITC-LMSは、東京大学情報基盤センターが管理運営するものであり、「東京大学情報基盤センター管理システム利用規則」について、アクセス履歴を学部に提供しこれを公開し得るかのごとき規定は存在しません。

情報基盤センターがWebサイト上で公開する運用ポリシーⁱⁱⁱは、「ユーザの利用記録であるログやユーザが作成したファイルを、センターがしかるべき理由もなく調べることはできません。」としています。その一方でこのポリシーの例外となるような事由として、次のように挙げています。

- ・教員は、担当するコースの履修者の学習状況を把握するために、ITC-LMS上の履修者の操作ログを参照することができます。

この規定は、あくまでもコースの管理者たる「教員」が「学習状況を把握するため」の操作ログ参照を認めているのであって、「学部」が「特定の生徒の主張を覆すためにインターネット上で履歴を公開するため」のアクセス履歴参照を容認しているとは到底考えられません。逆説的にいふと、「教員が学習状況を把握する」という目的以外でのログ参照は認められないと考えるのが妥当です。

これらの規則等から総合的に判断すると、今回、教養学部が学生のITC-LMSへのアクセス履歴を保有していることは、不当であるといえます。

二、ITC-LMSへのアクセス履歴を公開するのは情報倫理に反していること

東京大学情報倫理規則第6条は、「法令の規定に基づく場合又はその他正当な理由がある場合を除き、電子メール等の内容及び利用の状況についての秘密は保護される。」と規定しています。なお、この条項においてITC-LMSのログは、「電子メール等の内容及び利用の状況」に含まれると解するのが自然です。本規則によると、これらの情報保護の例外は「法令の規定に基づく場合」及び「正当な理由がある場合」ですが、これらの場合でもプライバシー保護の観点からその公表の手段には細心の注意を払う必要があると考えられます。

しかし、今回のアクセス履歴公開は、あくまで傍論で学部側の意見の補強として用いたものである上、当該学生の症状が「重篤ではなかった」と医学的見地の外から推定するためだけに使用されています。また、公開の手段も教養学部の Web サイト上にて全世界の者が閲覧することができる媒体を使っているという点で、必要最低限とは認め難い不当なものであると考えられます。

そもそも、このような個人情報の使途は ITC-LMS の利用に先立って周知されるべきところ、「場合によってはインターネット上でアクセス状況を公開する」といったような使途は、一切周知されていません。このような事前周知のない個人情報の利用は一般に固く禁止されているものです。さらに、今回のアクセス履歴公開は、学部当局が学生一般のアクセス履歴を保有しており、事前周知された方法以外でこれが利用され、場合によっては公開されうるという危機感を学生に抱かせています。ひいては学生に対して ITC-LMS へのアクセスを慎重ならしめ、もって教育に支障を来しているとまで言えるでしょう。学生に対して、システム上での自らの一挙手一投足が常に当局に監視されているという恐怖感を学生に与えたという問題の重大性を学部は充分に認識する必要があります。

3 教養学部の Web ページを濫用して個人攻撃の道具としたこと

先ほどから触れている抗議文は、その名目上は東京新聞に対して宛てられたものですが、その実質は学部に対して抗議の声をあげている学生への反論を取扱っています。教養学部の公式 Web サイトという公的かつ全世界に開かれた場所で、あたかも特定の個人を攻撃するかのような文書を公表することは、手段として相当だったとは甚だ認め難いものです。

学部と個々の学生の間には「進学選択や履修のシステムを管理する学部」「単位認定を受け、進学選択に参加する学生」という関係が成り立っています。学部と一学生の力関係は、学部側に著しく偏っていることは明らかです。このように学部と学生個人が一方的な関係性で結ばれていることを無視して、その Web サイトを利用して少なからず攻撃性を帯びた反論を行うとき、両者が正常な議論を行うことは不可能です。抗議内容に学部がどれほど正当性を見出していくと、正常な議論の前提として、このような一方的関係を意識した上で相応の手段を用いて反論を行うことが必要であると考えています。そのような配慮があつて初めて、両者の間で正常な議論が可能になります。学部は、当該学生と協議の機会を設けるなど、対等な話合いの場を設けようと努めるべきだったのではないかでしょうか。

さらに、今回のような対応は、学部に対して疑問の声を上げることについて学生一般にも萎縮効果をもたらします。学部は、学生あっての大学であることを十分認識し、学生の意見表明をいたずらに制限しないよう努めることが重要だと考えます。

4 一度公開した抗議文を削除したこと

教養学部は、8月18日、「本学学生・学生保護者・教職員のみなさまに今回の事案に関する本学部の立場を説明するという当初の目的はひとまず達せられ」たため、東京新聞特別報道部長に対する抗議文の公開を停止したと発表しました。しかし、今回の抗議文同様に教養学部のWebサイトで公開されている「教養学部前期課程における定期試験代替措置とその廃止について」（教養学部長名義、7/28付）は、教養学部の立場を学生に説明するという当初の目的は達せられたはずですが、未だに削除されていません。ましてや教養学部のWebサイトでは、2016年の「お知らせ」でさえ公開継続されていることが確認されています。したがって、当初の目的が達成されたからという理由はその場しごの理論であり説得力に欠け、到底受け入れられるものではありません。

理事会は、第一に、この削除は問題の隠蔽を図ったものであるとして強く非難します。報道各社によってこの留年危機問題が報道される中、様々な批判が学部にも寄せられているはずです。既に述べたように十分な理由が認められない今回の削除は、抗議文の内容そのものを見られないようにして、このような批判をかわすものであると考えるほかありません。特に、本抗議文の項目2で述べたITC-LMSアクセス履歴の不正取得など、学部に不都合な事実を隠蔽しようとしているのではないかでしょうか。

第二に、一度公開した文書を充分な説明なく削除することは、公的機関としてあってはならないことであるとして断乎抗議します。学部のような公的機関が発出する文書、それも公印を捺されたもののような公的要素を多分に含むものを発出するということは、それ相応の責任のもとで行わなければなりません。他のお知らせのように数年にわたって公表を続けることもできないような文書を公開することは、学部としてあってはならないことであり、公的機関としての自覚を著しく欠くものと言わざるを得ません。

既に述べた各点も含め、一連の学部の対応に公的機関としての自覚を認め難いことは残念でなりません。学部には、今回の対応が自身の信用を失墜させていることを認識し、再発防止策を講じることを強く求めます。

i 「コロナ感染で授業休んだら」単位不認定の東大生が救済申し立て.毎日新聞. 2022/8/4

22:06 配信,<https://mainichi.jp/articles/20220804/k00/00m/040/357000c> (最終閲覧: 2022/8/16)

ii 貴紙における事実にもとづかない報道に対する抗議文. 東京大学教養学部長. 2022/8/5,

https://www.c.u-tokyo.ac.jp/info/20220805_soubun-announcement.pdf (最終閲覧: 2022/8/16。8/18現在削除済みのため、本文書にダウンロードしたPDFを添付。)

iii 情報メディア教育部門の運用ポリシー. 東京大学情報基盤センター情報メディア教育部門. n.d., <https://www.ecc.u-tokyo.ac.jp/system/policy.html#itc-lms> (最終閲覧:

2022/8/16)

参考資料 教養学部が公開した文書

2022（令和4）年8月5日

総合文化研究科・教養学部

学生のみなさま

学生保護者のみなさま

教職員のみなさま

総合文化研究科長・教養学部長

森山 工

今般、ある一人の前期課程学生から、新型コロナウイルス罹患によって授業を欠席したにもかかわらず、コロナ欠席としての救済措置を受けることができず、当該授業科目の単位を修得し損なったという主張がありました。当該学生は、この主張を新聞（東京新聞）や記者会見において一方的に提起しています。

教養学部としては、当該学生のこの自己認識と主張が誤ったものであることを先方に説明してきましたが、にもかかわらず当該学生は、上記のような一方的な措置に及びました。

教養学部では、一方的な主張のみを採用して本件を記事とした東京新聞に別紙のような強い抗議をおこない、訂正と謝罪を公式に求めたところでした。については、この抗議文をここに開示いたしますので、教養学部としての立場についてご理解をくださいますようお願いいたします。

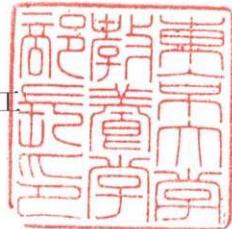
学生のみなさま、学生保護者のみなさま、教職員のみなさまにおかれましては、教養学部としての事実把握と論拠をご理解いただき、どうか冷静な対応をおとりくださいますようお願いいたします。

2022（令和4）年8月5日

東京新聞特別報道部長 殿

貴紙における事実にもとづかない報道に対する抗議文

東京大学教養学部長 森山



2022年8月1日の貴紙において「感染し単位不認定 東大生留年危機」という見出しひものと
に掲載された記事は、事実を正確に反映しておらず、貴紙に訴えた一方の言い分のみに依拠し
て書かれたものであり、ジャーナリズムとしてあるべき取材の適正性、事態の全体を視野に入
れた上での記事の公平性・公正性に大幅に悖るものであって、弊学部は貴紙ならびに当該記事
執筆者に対して、ここに公式の抗議を申し入れるものです。

まず確認しておくべきなのは、弊学部における新型コロナウイルス感染への対応一般と、特
定の学生が特定の授業科目の単位を修得し損ねて留年を余儀なくされるというのとは、まったく
相互に無関係な事象であるということです。にもかかわらず、貴紙の報道ではあたかもこの
二つがリンクしているかのように読者に対して印象づけられています。今回問題となっている
事案は、後者、すなわち特定の学生が特定の授業科目の単位を修得できなかったという事案で
すので、以下ではこの点に絞ってご説明し、抗議を申し入れます。

第一に本件は、コロナに罹患して授業を欠席した学生が、それにもかかわらず救済措置を受
けることができず、結果的に当該授業科目の単位を修得できなかったという事象ではありません。
当該授業科目では、コロナ罹患であろうとなかろうと、体調不良等によって授業を欠席する
場合には、授業当日の11:00までに所定の連絡フォーム（「欠席申請書フォーム」）からその旨
を教員に連絡する仕組みを構築し、当該授業科目のウェブサイトで受講生に周知していました。

また、コロナ罹患であろうとなかろうと、体調不良等のやむをえない理由により欠席する場
合の手続きについては、受講生全員が必ず確認する冊子、「実験補遺」に明記されています。さ
らに、同様の説明は、4月19日に受講生に配布されたガイダンス資料においてもなされています。

当該学生はガイダンスに出席し、履修にあたってこれらの指示にしたがいつつ、出席登録や
課題の確認・提出などをITC-LMS（学修管理システム）上で行っていることが確認されています。
したがって当該学生が、欠席する場合の手続きについて知りえなかったとは考えられませ
ん。にもかかわらず、当該学生は5月17日の授業を欠席申請なく欠席し、それから1週間以上
を経た5月25日になって「コロナ欠席」を申し出てきたものです。また、当該学生が「所定の
手続きは知っていたが、症状が重篤でそれができなかった」と主張するとするならば、当該学
生が5月17日夕刻にITC-LMSにアクセスしていることが確認されていますので、所定の手続
きを取れないほど重篤であったとは認めがたいと考えています。

したがって本件は、「コロナ欠席」が問題なのではなく、コロナ欠席であろうとなかろうと、

欠席する場合の所定の手続きを踏まなかったことが問題なのです。「欠席申請書フォーム」から定められたとおりに欠席申請をしていれば、当然のことながら代替措置（当該回授業の補講ならびに課題の提出と評価）が実施されていたはずのものです。

第二に、この点は当該学生の個人情報にかかわることですので詳述は避けますが、当該授業科目不可の原因がこの5月17日の欠席にあるというのはあくまでも本人の心証・主觀であることを申し伝えます。当方が把握している各授業回への出欠状況、出席した授業回に提出した課題の内容と評価などに照らして、5月17日の欠席が当該授業科目不可の原因であるというのは事実ではないことをお伝えします。

第三に、当該授業科目が、16人からなる教員の集団指導体制によって運営されていることにも注意を促したいと思います。学生との連絡窓口となっていた教員は指名されていましたが、各授業回の課題の評価や最終的な成績評価などにあたっては、16人の教員団が集団的に対応しており、そこに特定の教員個人の恣意が入り込む余地はそもそもなかったことをお伝えします。

以上のような諸々の事態をまったく把握することなく、一方の言い分のみに依拠して、これを「感染し単位不認定」という見出しのもとに報ずることは、きわめて杜撰な事実誤認であり、事実確認の欠如であるにほかなりません。したがって、弊学部としては貴紙ならびに当該記事執筆者に対して強く抗議します。

については、貴紙上での記事の訂正と謝罪を要求しますので、ご対応方よろしくお願ひいたします。